

議案第 106 号

伊賀市資源循環型農業推進施設の設置及び管理に関する条例の制定について

伊賀市資源循環型農業推進施設の設置及び管理に関する条例を次のとおり制定しようとする。

平成 23 年 9 月 5 日提出

伊賀市長 内 保 博 仁

記

伊賀市資源循環型農業推進施設の設置及び管理に関する条例

(設置)

第 1 条 持続可能な資源循環型農業、地域特産品作り及び地域景観の向上を促進し、都市と農村の交流及び地域経済の活性化に資するため、資源循環型農業推進施設（以下「施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 菜の舎

位置 伊賀市甲野字北浦 2830 番地

(2) 名称 バイオ燃料センター

位置 伊賀市ゆめが丘一丁目 3 番地の 3

(管理)

第 3 条 施設の管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。

(使用)

第 4 条 施設は、その設置目的を達成するため、次に掲げることを使用する場合に限り使用を許可する。

(1) 農業者等が研修等を行うため使用するとき。

- (2) 地域住民及び都市住民が交流を図るため使用するとき。
- (3) 菜種などの植物油製品の製造のため使用するとき。
- (4) バイオディーゼル燃料の製造のため使用するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、設置目的を達成するため必要と認められたとき。  
(使用時間等)

第5条 施設の使用時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 施設の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

3 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、使用時間等を変更することができる。

(使用の許可)

第6条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用料金)

第7条 前条の規定に基づき使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、利用料金を前納しなければならない。

2 施設の利用料金は、別表第1のとおりとする。

3 菜の舎の附属設備等の利用料金は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

4 バイオ燃料センターにおいて、附属設備を使用させる場合は、光熱費の実費相当額を徴収することができる。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の免除)

第8条 指定管理者は、次に掲げるときは、施設の利用料金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 市が主催又は共催する行事に使用するとき。
- (2) 市長が認める農業生産団体等が第1条の目的で使用するとき。
- (3) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(利用料金の還付)

第9条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則の定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 非常災害その他使用者の責めに帰することができない理由により、使用できなくなったとき。
- (2) 使用者が使用開始日前までに使用の取消し又は変更を申し出た場合であって、指定管理者がこれについて相当の理由があると認めたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が還付することに相当の理由があると認めるとき。

(使用方法)

第10条 使用者は、許可を受けた目的以外の目的に使用し、又はその権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

- 2 使用者は、備品を使用しようとするときは、指定管理者の指示に従わなければならない。

(使用の不許可及び取消し)

第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、使用を許可しない。

- (1) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
  - (2) 施設又は器具を損傷するおそれがあるとき。
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他の集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
  - (4) 設置目的に反すると認めるとき。
  - (5) その他市長が不相当と認めるとき。
- 2 既に許可したものについて、前項各号のいずれかに該当するときは、これを取り消し、又は退去させることができる。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、使用が終わったとき、又は使用の許可を取り消されたときは、直ちにその場所を原状に回復して、返還しなければならない。

(損害賠償)

第13条 使用者は、施設又は器具を滅失し、又は損傷したときは、直ちに原状回復を行い、必要に応じて損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者が行う業務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 施設の使用許可に関する業務
- (2) 施設の利用料金の徴収に関する業務
- (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) その他施設の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が必要と認めた業務

(指定管理者の指定の期間)

第15条 指定管理者が施設の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、その日）から起算して5年間とする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。  
(大山田共同作業所の設置に関する条例の廃止)
- 2 大山田共同作業所の設置に関する条例(平成16年伊賀市条例第192号)は、廃止する。

別表第1 (第7条関係)

1 菜の舎

使用室名	利用料金	
交流室	1時間	200円

2 バイオ燃料センター

使用室名	利用料金	
研修室	1時間	200円

別表第2 (第7条関係)

菜の舎 附属設備等利用料金

附属設備等の名称	区分	金額	備考
乾燥・調整用機械器具	ナタネ搬入時重量 1 kg の処理につき	50 円以内	ナタネ乾燥重量の 10% を金額のかわりに物 納することができる。
	ナタネ以外搬入時重 量 1 kg の処理につ き	100 円以内	
搾油・瓶詰用機械器具	ナタネ乾燥重量 1 kg の処理につき	200 円以内	ナタネ乾燥重量の 20% を金額のかわりに物 納することができる。
	ナタネ以外乾燥重量 1 kg の処理につき	400 円以内	